



換地処分の公告がされました

平成 30 年 3 月 9 日付けの県の公報において、寒川駅北口地区土地区画整理事業の「換地処分」があった旨の公告がされました。

(土地区画整理法第 103 条 4 項)

これは平成 30 年 1 月 15 日付けで寒川駅北口地区土地区画整理事業施行区域内の土地に所有権、借地権をお持ちの方、また抵当権者等の方に対し「換地処分通知」を送付し、平成 30 年 2 月 4 日に全ての方が受領されたのを受け、県知事が公告を行いました。

換地処分の公告がされると、その翌日から換地にある土地については新地番に移行し、換地の無い土地については消滅します。

(土地区画整理法第 104 条 3 項)

区画整理登記の申請をしました

換地処分の公告があった日の翌日から、新町名・新地番に移行するため、法務局に登録されている土地や建物の登記簿の表題部を書き換えるための登記申請を施行者の寒川町が行いました。

また並行して、法務局の公図などの地図も同様に書き換えがされます。

この書き換えの作業は、寒川駅北口地区土地区画整理事業施行区域内の全ての土地、建物及び地図について行うため、登記閉鎖期間が生じます。

登記閉鎖期間中は、登記簿の全部事項証明書の交付、所有権移転登記、抵当権設定登記、分筆登記等はできませんので、ご理解下さるようお願いいたします。

なお、登記の閉鎖期間は平成 30 年 3 月から 5 月頃までを予定しています。

登記の閉鎖が解除になりましたら、お知らせします。

区画整理事業施行地区内の建築物の建築等について

寒川駅北口地区土地区画整理事業施行地区内において、建築物の建築、工作物の設置等の際に必要であった土地区画整理法第 76 条第 1 項による申請は、平成 30 年 3 月 9 日付けの「換地処分」の公告が行われた事により不要となりました。

ただし、寒川駅北口地区は都市計画法による地区計画が定められているため、建築物の建築・工作物の設置の際には、引き続き、行為の着手の日の 30 日前までに「地区計画の届出」を寒川町に行ってください。

今後の届出先は、役場 3 階の都市計画課となります。

(問合わせ先)

都市計画課 都市計画・開発指導担当

内線 323

今後の予定について (再掲)

換地処分の公告の後の予定は、以下のとおりとなります。

時期	内容
平成 30 年 3 月 9 日	換地処分の公告 (県知事が行いました)
換地処分の公告の日の翌日 (平成 30 年 3 月 10 日)	従前の地番から新地番に移行 (区画整理施行地区内の宅地は全て「岡田1丁目」となります)
平成 30 年 3 月 ～5 月頃	区画整理登記 (土地登記簿の表題部を町が変更します)
平成 30 年 6 月頃	清算金の徴収及び交付通知

(区画整理事業の終了)

※徴収清算金で最長 5 年の分割がある場合は
平成 34 年度まで

固定資産税・都市計画税の 納税通知書の表記について

平成30年3月10日に実施された町名・地番の変更により、土地の表示（地番）が変更になりました。

しかしながら、平成30年度の固定資産税・都市計画税は、平成30年1月1日が賦課期日のため、今年度の土地や家屋にかかる税金の通知書（固定資産税・都市計画税の納税通知書）に記載される地番は、変更前の表示となります。

平成31年度分の土地や家屋にかかる税金の通知書から新地番が記載されますのでご了承ください

(問合わせ先)

税務課 資産税担当 内線 424

案内表示板の設置について

平成30年3月10日に実施された町名・地番の変更により、寒川駅北口駅前広場に町名案内表示板を、区域内の電柱等に街区表示板を設置しました。



(駅前広場に案内を設置)



(電柱に街区表示板を設置)

住所変更の証明について

土地区画整理事業の「換地処分」の公告がされた事により、町名・地番の変更及び住所が変更になりました。

このため、変更期日の約1ヶ月前に、個人の方については、各世帯に「住所変更通知書」、事業所については「所在地変更通知書」を10部ずつお配りしました。

今後、住所変更を証明する書類が必要となる場合は、下記の担当にお問い合わせください。

○個人の方

「住所変更証明書」を発行します。

(問合わせ先)

町民窓口課 総合窓口担当 内線 174

○事業所の方

「町名地番変更証明書」を発行します。

(問合わせ先)

寒川駅周辺整備事務所 内線 722

※発行手数料はかかりません。

※変更証明は、平成30年3月10日現在、寒川駅北口地区土地区画整理事業施行地区内に住民登録が有った方、事業所を開設していた方に対して証明するものです。

※平成30年3月10日現在に住民登録の無い方、事業所の開設が確認できない場合は、証明書の交付はできません。

清算金について

土地区画整理事業による清算金の徴収及び交付の手続きについては、平成30年6月頃に通知予定しています。

詳しくは、次号のニュースでお知らせいたします。

